

ミノルタ千代光会会則

(名称)

第 1 条 この会はミノルタ千代光会と称する。

(目的)

第 2 条 この会は会員相互の親睦と福祉を計り、あわせて会社の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は次の事業を行う。

1. 会員の懇親会およびその他行事の開催
2. 会務報告および連絡（会報、ホームページその他による）
3. 会員の慶弔見舞
4. ミノルタ慰霊塔の法要
5. その他この会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第 4 条 この会の事務局はコニカミノルタ会社内に置く。

(細則)

第 5 条 この会則の運営に必要な事項は細則を別に定める。

(会員)

第 6 条 次に掲げる者を以て会員とする。

1. 正会員
ミノルタカメラ（株）あるいはミノルタ（株）で勤務し、コニカミノルタをも含めて20年以上勤続した円満退職者で、55才以上の者
2. 理事会の承認を得た者

(入会金)

第 7 条 入会金は2万円とする。なお納金後は返金しない。

(資格喪失)

第 8 条 会員が次の事項のいずれかに該当する時は資格を喪失する。

1. 死亡したとき
2. 所定の脱会手続きを行ったとき
3. 理事会が不相当と認めたとき

(会議)

第 9 条 この会を運営するための会議は理事会、地区理事会および地区総会とする。

第 10 条 理事会は地区総会で選出された理事で構成し、会長の招集により開催し、下記事項を決議する。

1. 事業計画ならびに年度予算、決算

2. 会則、諸規定および細則の制定ならびに改廃
3. 資産の管理、処分
4. 理事ならびに監事の選出案
5. その他重要な事項

第 11 条 地区理事会は各地区の理事で構成し、代表理事の招集により開催し、下記事項を決議する。

1. 地区の事業計画案ならびに年度予算、決算
2. 地区の資産の管理、処分
3. その他地区運営に関する事項

第 12 条 地区総会は年 1 回以上開催し、下記事項を付議する。

1. 理事会選出案に基づく、当該地区の理事ならびに監事の選出
2. 地区事業計画
3. その他地区における重要な事項

第 13 条 理事会は全理事の過半数、地区理事会は各地区の理事の過半数の出席を要し、出席者の過半数を以て議事を決する。

可否同数のときは議長が決するところによる。

(役員)

第 14 条 この会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 1 名 理事 (会長、副会長を除く) 20 名以下 監事 2 名
顧問 若干名

第 15 条 会長、副会長は理事会において理事の互選により定め、顧問は理事会の推薦により定める。各地区は、理事の互選によりそれぞれの代表理事を選出する。

なお、会長は、所属する地区の代表理事を兼務する。

第 16 条 役員の実務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。また、会議の議長を務める。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 理事は第 10 条と 11 条に定める事項を決議すると共に諸般の運営に当たる。
4. 顧問はこの会の相談役として随時理事会に出席し、理事会の諮問に応ずる。
5. 監事はこの会の経理状況および会務を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。
6. 代表理事はその地区を代表し、地区の会務を統括する。また地区理事会の議長を務める。

第 17 条 役員の実務は 2 年とする。ただし補充によって選出された役員の実務は前任者の残任期間とする。

(会計)

第 18 条 この会の経費は入会金、寄付金その他の収入などを以て充てる。

第 19 条 この会の会計は事務局が担当し、理事会の決議に従って運営する。

第 20 条 この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

(解散)

第 21 条 当会の解散は、次の定めにより行う。

1. 会員による投票を行い、有効投票の多数決により解散を決定する。
次の場合には、理事会は速やかに会員投票を行わねばならない。
 - イ. 会員総数の 2 割を満たす署名による解散提案を理事会が受領したとき
 - ロ. 理事会が解散提案を決議したとき
2. 次の事由のいずれかにより当会の存続が困難となった場合は、前項に定める投票を経ずに、理事会の決議により解散できるものとする。なお、当決議においては、他の定めにかかわらず、全理事の 3 分の 2 以上の賛成を要す。
 - イ. 資金的に運営ができなくなったとき
 - ロ. 会員総数が 250 人未満となったとき
 - ハ. 次期役員予定者が 7 名未満となったとき
 - ニ. 事務局に適材が得られないとき
3. 解散を決定した場合、当該理事会は、役員の任期にかかわらず、当会の整理・清算を、適切に完了しなければならない。

(付則)

第 22 条 この会の円滑な運営を行うため、各事業所担当部署に協力を要請することができる。運営実務は事務局が担当し、事務局員は会長が任命する。

第 23 条 地区は、関西地区、中部地区、関東地区 の 3 地区とする。

会員は入会時に所属する地区を選択し、その後の所属地区の移動は可能とする。

なお、地区の改編は、理事会の決議により行う。

第 24 条 この規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

細則

1. 会則第 6 条 2 項に定める理事会の承認を得た者とは、理事 2 名以上の推薦があり、理事会においてその確認を行い承認したものとする。
2. 会則第 6 条 1 項の正会員資格取得者は、随時入会手続きができる。
3. 会則第 12 条 1 項に定める理事ならびに監事の選出は、次の何れかの方法による。
 - イ. 理事会選出案による当該地区の理事ならびに監事の、地区総会での承認
 - ロ. やむを得ず地区総会を開催できない場合は、地区会員の承認
4. 事務局の所在地は次の通りとする。
堺市堺区大仙西町 3-9-1 コニカミノルタ堺サイト内
5. 監事は、関西地区から選出するものとする。

6. 理事ならびに監事に立候補するものは、事前に、理事会に申し出ることを要す。

7. 会則第3条3項に定める会員の慶弔見舞として、次を贈るものとする。

(慶祝事項) 古稀 (満70才) 祝品 3千円相当

(弔慰金) 会員が死亡したときはその遺族に対し、弔慰金 1万円

8. 旅費・交通費

会の業務のための会員の旅費・交通費は、実費支給を原則とし次による。

イ. 片道100km以上の場合

交通費：実費

宿泊費：東京23区9500円、その他8500円

日当：1700円(宿泊費支給の場合はなし)

ロ. 片道100km未満の場合

交通費：実費

食事代：現物支給 または昼食代800円

9. 活動費

役員、事務局員などに次の活動費を支給する。

イ. 会長 年 1万円

ロ. 代表理事 年 8千円

ハ. 副会長、理事 年 4千円

ニ. 監事 年 4千円

ホ. 事務局員 月 5千円

ヘ. 顧問、その他 活動実態に応じて理事会で定める。

なお、イ～ホの兼務者に重複支給は行わない。

付則 昭和51年8月1日

改訂 昭和53年4月1日

改訂 昭和62年4月1日

改訂 平成16年4月1日

改訂 平成17年4月1日

改訂 平成19年4月1日

改訂 平成22年4月1日

改訂 平成30年4月17日

改訂 令和4年4月1日

改訂 令和6年4月1日